

君津市営繕工事週休2日促進工事实施要領

第1 目的

本実施要領は、君津市の発注する営繕工事における週休2日の取組において、労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

第2 用語の定義

1 週休2日促進工事

営繕工事において労務費の補正等を行う週休2日の取組を行う工事をいう。

2 週休2日

①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

3 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。

4 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

5 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

6 4週8休以上

①月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

②通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第3 対象工事

1 週休2日促進工事は、君津市が発注する営繕工事を対象とする。

ただし、発注者が週休2日促進工事に適しないと判断した工事は対象外とすることができる。

2 週休2日促進工事の対象とする場合は、入札公告等において週休2日促進工事の対象工事である旨を明示するとともに、別紙1の記載例を参考に特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。

第4 発注方式

発注者指定方式

①発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する方式

②発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式

第5 積算方法等

1 発注者指定方式

新営工事または改修工事については通期の4週8休以上の達成を前提に、解体工事については月単位の4週8休以上の達成を前提とした積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、前提に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

2 労務費の補正

労務費の補正は次のとおりとする。

(1) 複合単価

以下の補正係数を乗じて補正する。

補正係数 1.02

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

執務並行改修の場合は、「千葉県公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章9(2)の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価の改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いて、上記の式により市場単価(または補正市場単価)を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(3) 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に、補正係数を乗じて補正して算出する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これらを補正した単位施工単価により算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\text{週休2日補正後のシフト単価} = \text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市でない場合】

$$\text{週休2日補正後のシフト単価} = \text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}$$

第6 現場閉所(現場休息)の確認方法

1 工事着手前

- (1) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- (2) 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- (3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

2 工事着手後

- (1) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- (2) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- (3) 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）と併せて、現場閉所チェックリスト（別紙3）又は休日確保状況チェックリスト（別紙4）を監督職員に提出する。
また、チェックリスト確認用に現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示する。
- (4) 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日の取組が確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出する。

なお、工事完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、受発注者協議により現場閉所（現場休息）の状況を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日を協議により決定し、これに基づき前提としていた4週8休に満たない場合は、契約変更を行うものとする。

3 その他留意事項

- (1) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- (5) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) 週休2日促進工事の見える化
週休2日促進工事の受注者は、対象期間中、週休2日促進工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示する。（別紙5）
- (7) 適正な工期の確保

新営工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム」（（一社）日本建設業連合会）、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

改修工事または解体工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時等に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

(8) 工事成績評定

週休2日を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はしない。

第7 その他

この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めることとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

表A-2 建築工事の補正率

工種	適用※	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事		1.02	1.02
既製コンクリート		1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事		1.01	1.01
タイル工事		1.01	1.01
木工事		1.01	1.01
屋根及びとい		1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	4 週 8 休以上	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び 同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4 週 8 休以上	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

特記仕様書記載例

第〇条 週休 2 日促進工事

- 1 本工事は、週休 2 日促進工事である。
- 2 受注者は、原則週休 2 日で施工すること。
- 3 週休 2 日の実施にあたっては、「君津市営繕工事週休 2 日促進工事实施要領」に基づき行うこと。

週休2日促進工事 現場閉所（現場休息）チェックリスト

工事名 ○○工事
受注者名 ○○工務店

月日	曜日	計画上の 閉所(休息)日	実際の 閉所(休息)日	計画上の閉所(休息)日と実際の閉所(閉 所)日に差異がある場合等に記載	祝日
7月1日	月				
7月2日	火				
7月3日	水				
7月4日	木				
7月5日	金				
7月6日	土				
7月7日	日				
7月8日	月				
7月9日	火				
7月10日	水				
7月11日	木				
7月12日	金				
7月13日	土				
7月14日	日				
7月15日	月				海の日
7月16日	火				
7月17日	水				
7月18日	木				
7月19日	金				
7月20日	土				
7月21日	日				
7月22日	月				
7月23日	火				
7月24日	水				
7月25日	木				
7月26日	金				
7月27日	土				
7月28日	日				
7月29日	月				
7月30日	火				
7月31日	水				

現場閉所（現場休息）日 0 0
対象期間 31 31
今月の閉所（休息）率 0.0% 0.0%

週休2日促進工事を実施している旨の明示例

